

意見案第 1 号

地域交通や鉄道輸送の確保に向けた施策の強化を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 28 年 12 月 12 日

提出者 富良野市議会議員 黒 岩 岳 雄 ⑩

賛成者 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 広 瀬 寛 人 ⑩

同 同 岡 本 俊 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

同 同 後 藤 英知夫 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、  
財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、北海道知事

## 地域交通や鉄道輸送の確保に向けた施策の強化を求める意見書

鉄道事業は、我が国の公共交通の重要な一翼を担っており、地域における公共交通は、高齢者、医療・福祉施設の利用者、通学生をはじめとするいわゆる交通弱者の生活手段の確保のために必要であるだけでなく、都市と地方を結ぶ動脈であり、商用・観光の利用者の移動と北海道の農林漁業を維持拡大していくためには欠くことのできない経済社会活動の基盤となっている。

こうした住民生活・経済活動を支えるためには、北海道の交通網の維持は必須であり、地域住民の交通手段の確保及び乗客の安全を確保することは鉄道会社の社会的使命である。

更には、国にとっても環境負荷の低減、持続可能な交通、社会づくりに資する鉄道分野の充実、公共交通の発展は21世紀に求められる国家的な重要政策であると考えます。

北海道の人口減少は著しく、産業基盤の弱さやインフラ整備の遅れが指摘されているが、仮に地方路線が廃止されればJRと関連会社の労働者の雇用の場が大幅に削減されることが予想され、このことは地方版総合戦略でいう「まち」「ひと」「しごと」そのものを奪い、地方創生とは逆行するさらなる地方衰退に追い込まれてしまうことが懸念される。

北海道は、地域にとっていかに鉄道が必要であるかを強く訴え、国においては、交通政策基本法の基本理念実現のための責任を明確にし、赤字路線の維持・存続の方針と対策を示す必要があり、事業者の安易な撤退を防止し、かつ社会的使命と責任を果たせる環境を整えるために、地域の公共交通機関を重要な社会インフラとして国が責任をもって守り、再生させることが求められる。

よって国及び北海道においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 国は、不採算路線において安全性、利便性向上に必要な設備投資を支援するための、鉄道路線維持・確保対策予算を設け、自然災害に強い安全な鉄道輸送の構築に向けて取り組むこと。
- 2 鉄道事業者が鉄道路線に関わる提案を行おうとする場合には、関係自治体、沿線住民等に対する説明を尽くし、住民本位の立場にたち、丁寧な合意形成の手順を進めるよう、国の責任において指導を徹底すること。
- 3 中山間地、過疎地域における旅客及び貨物輸送は地域振興に欠かせないものである。鉄道を軸としたマチの活性化に最大限の支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月16日

富良野市議会